

経済産業省

20250519 貿局第1号
輸出注意事項2025第12号
経済産業省貿易経済安全保障局

「関税法第69条の12第1項の認定手続が執られた貨物の輸出承認について」（平成15年4月4日付け輸出注意事項15第16号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和7年5月30日

経済産業省貿易経済安全保障局長 福永 哲郎

「関税法第69条の12第1項の認定手続が執られた貨物の輸出承認について」等の一部改正について

「関税法第69条の12第1項の認定手続が執られた貨物の輸出承認について」（平成15年4月4日付け輸出注意事項15第16号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

「関税法第 69 条の 12 第 1 項の認定手続が執られた貨物の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○関税法第 69 条の 12 第 1 項の認定手続が執られた貨物の輸出承認について（平成 15 年 4 月 4 日付け輸出注意事項 15 第 16 号）

改 正 後	現 行
<p>(別紙様式 2)</p> <p>貨物等明細書</p> <p>申請者 氏名又は名称 及び代表者の氏名 申請年月日</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 貨物そのものに関する情報 ①～⑧ (略)</p> <p>※ 当該貨物の輸出後に記載事項に虚偽の事実があることが発覚した場合には、 外国為替及び外国貿易法第 70 条の規定により 3 年以下の<u>拘禁刑</u>等に処せられることがあります。</p>	<p>(別紙様式 2)</p> <p>貨物等明細書</p> <p>申請者 氏名又は名称 及び代表者の氏名 申請年月日</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 貨物そのものに関する情報 ①～⑧ (略)</p> <p>※ 当該貨物の輸出後に記載事項に虚偽の事実があることが発覚した場合には、 外国為替及び外国貿易法第 70 条の規定により 3 年以下の<u>懲役</u>等に処せられることがあります。</p>

「特定有害廃棄物等の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○特定有害廃棄物等の輸出承認について（平成5年12月14日付け輸出注意事項5第41号）

改正後	現 行
<p>3 輸出承認の申請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出承認申請の際の添付書類</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ OECD加盟国向けの場合であって、条約附属書IVBに掲げる処分作業を行うもの（鉛蓄電池に限る。）の場合（注1）</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 鉛蓄電池の処分（鉛蓄電池の処分に伴って生じる残滓の処分を含む。）に関する環境の保全の観点から確認を必要とする次の書類（注2）（注4）</p> <p>各1通</p> <p>a) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が輸出の相手国の法令の規定に違反して拘禁刑以上の刑に相当する刑に処せられ、又は輸出の相手国の環境関連法令の規定に違反して罰金の刑に相当する刑に処せられたことがある場合にあつては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面</p> <p>b) 輸出の相手国の環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面</p> <p>c) ～o) (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 分析試験を行うためのもの場合は、上記ロの書類については提出を要しない。また、上記ハの書類に代えて、以下の書類を各1通提出する</p>	<p>3 輸出承認の申請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出承認申請の際の添付書類</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ OECD加盟国向けの場合であって、条約附属書IVBに掲げる処分作業を行うもの（鉛蓄電池に限る。）の場合（注1）</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 鉛蓄電池の処分（鉛蓄電池の処分に伴って生じる残滓の処分を含む。）に関する環境の保全の観点から確認を必要とする次の書類（注2）（注4）</p> <p>各1通</p> <p>a) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が輸出の相手国において禁錮以上の刑に処せられ、又は環境関連法令の規定により罰金の刑に処せられたことがある場合にあつては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面</p> <p>b) 輸出の相手国における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面</p> <p>c) ～o) (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 分析試験を行うためのもの場合は、上記ロの書類については提出を要しない。また、上記ハの書類に代えて、以下の書類を各1通提出</p>

こと。

a) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が輸出の相手国の法令の規定に違反して拘禁刑以上の刑に相当する刑に処せられ、又は輸出の相手国の環境関連法令の規定に違反して罰金の刑に相当する刑に処せられたことがある場合にあつては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面

b) 輸出の相手国の環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面

c) ～ g) (略)

(注3)・(注4) (略)

④ 上記②又は③以外(OECD非加盟国向け又はOECD加盟国向けであつて上記②又は③以外のもの)の場合(注1)

イ～ハ (略)

ニ 環境の保全の観点から確認を必要とする次の書類(注2)(注4) 1通

a) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が輸出の相手国の法令の規定に違反して拘禁刑以上の刑に相当する刑に処せられ、又は輸出の相手国の環境関連法令の規定に違反して罰金の刑に相当する刑に処せられたことがある場合にあつては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面

b) 輸出の相手国の環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面

c) ～ o) (略)

ホ (略)

(注1) (略)

すること。

a) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が輸出の相手国において禁錮以上の刑に処せられ、又は環境関連法令の規定により罰金の刑に処せられたことがある場合にあつては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面

b) 輸出の相手国における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面

c) ～ g) (略)

(注3)・(注4) (略)

④ 上記②又は③以外(OECD非加盟国向け又はOECD加盟国向けであつて上記②又は③以外のもの)の場合(注1)

イ～ハ (略)

ニ 環境の保全の観点から確認を必要とする次の書類(注2)(注4) 1通

a) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が輸出の相手国において禁錮以上の刑に処せられ、又は環境関連法令の規定により罰金の刑に処せられたことがある場合にあつては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面

b) 輸出の相手国における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面

c) ～ o) (略)

ホ (略)

(注1) (略)

(注2) 分析試験を行うためのもの場合は、上記ロの書類については提出を要しない。また、上記ニの書類に代えて、以下の書類を各1通提出すること。

a) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が輸出の相手国の法令の規定に違反して拘禁刑以上の刑に相当する刑に処せられ、又は輸出の相手国の環境関連法令の規定に違反して罰金の刑に相当する刑に処せられたことがある場合にあつては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面

b) 輸出の相手国の環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面

c) ～ g) (略)

(注3) ～ (注5) (略)

(注2) 分析試験を行うためのもの場合は、上記ロの書類については提出を要しない。また、上記ニの書類に代えて、以下の書類を各1通提出すること。

a) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が輸出の相手国において禁錮以上の刑に処せられ、又は環境関連法令の規定により罰金の刑に処せられたことがある場合にあつては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面

b) 輸出の相手国における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面

c) ～ g) (略)

(注3) ～ (注5) (略)

「台湾を仕向地とする特定有害廃棄物等の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○台湾を仕向地とする特定有害廃棄物等の輸出承認について（平成18年3月27日付け輸出注意事項18第9号）

改正後	現 行
<p>3 輸出承認申請</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、輸出承認申請の際には①から⑪までの書類を提出するものとする。また、輸出承認後、貨物を通関する際は、各通関前に⑫及び⑬の書類を提出するものとする。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 環境の保全の観点から確認を必要とする次の書類（注3）（注4） 1通</p> <p>a) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が<u>台湾の法令の規定に違反して拘禁刑以上の刑に相当する刑に処せられ、又は台湾の環境関連法令の規定に違反して罰金の刑に相当する刑に処せられた</u>ことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面</p> <p>b) <u>台湾の環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がない</u>ことを誓約する書面</p> <p>c)～o) (略)</p> <p>⑧～⑬ (略)</p> <p>(注1)～(注3) (略)</p> <p>(注4) 分析試験を行うためのもの場合は、上記⑦の書類に代えて、以下の書類を提出することとする。</p> <p>イ 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が<u>台湾の法令の規定に違反して拘禁刑以上の刑に相当する刑に処せられ、又は台</u></p>	<p>3 輸出承認申請</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、輸出承認申請の際には①から⑪までの書類を提出するものとする。また、輸出承認後、貨物を通関する際は、各通関前に⑫及び⑬の書類を提出するものとする。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 環境の保全の観点から確認を必要とする次の書類（注3）（注4） 1通</p> <p>a) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が<u>台湾において禁錮以上の刑に処せられ、又は環境関連法令の規定により罰金の刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面</u></p> <p>b) <u>台湾における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がない</u>ことを誓約する書面</p> <p>c)～o) (略)</p> <p>⑧～⑬ (略)</p> <p>(注1)～(注3) (略)</p> <p>(注4) 分析試験を行うためのもの場合は、上記⑦の書類に代えて、以下の書類を提出することとする。</p> <p>イ 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が<u>台湾において禁錮以上の刑に処せられ、又は環境関連法令の規定により罰金の</u></p>

台湾の環境関連法令の規定に違反して罰金の刑に相当する刑に処せられたことがある場合にあつては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面

ロ 台湾の環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面

ハ～ト (略)

(注5) (略)

(2)～(4) (略)

刑に処せられたことがある場合にあつては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面

ロ 台湾における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面

ハ～ト (略)

(注5) (略)

(2)～(4) (略)